

理容業のための
Compliance マニュアル

— 開設から日常管理まで —



公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

TEL 077-524-2311

滋賀県理容生活衛生同業組合

TEL 077-586-8868

監修：滋賀県健康医療福祉部生活衛生課・大津市保健所衛生課

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

滋賀県理容生活衛生同業組合

目次

1
起業編

○ 計画

・理容所の構造設備基準 P.1～P.5

(滋賀県理容師法施行条例・大津市理容師法施行条例共通)

○ 相談 P.6

○ 手続き P.7

○ 検査 P.8

○ オープン P.9

○ 開設届関係記入例集 P.10～P.13

2
運営編

○ 運営

・忘れちゃいけない開業後の手続き P.14

・変更届等記入例 P.15

・悩んだり、わからないことがあったときは即相談 P.16

(生活衛生営業指導センターと理容生活衛生同業組合)

○ 番外

・賢い開業資金調達のしかた P.17

・生活衛生同業組合の有効活用 P.18

・生活衛生指導センターを活用しよう P.19

○ 自主点検表 P.20

○ 理容所開業に関する問合せ先一覧 P.21

起業編

理容室オープンまでの衛生法令等手続きのシミュレーション

Chapter1 (計画)

ルールを知ってプランを立てよう

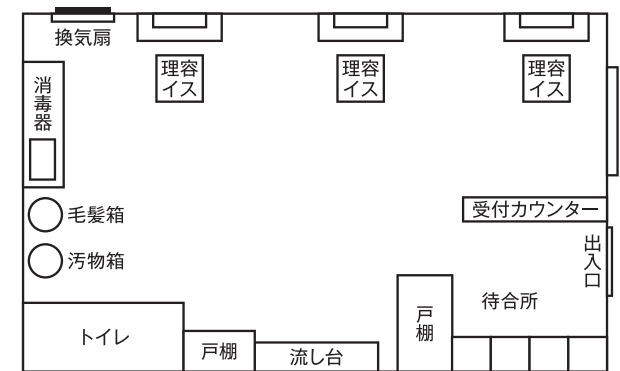
○ 理容所の構造設備基準(滋賀県理容師法施行条例・大津市理容師法施行条例共通)

1 理容所全体

(1) 最低面積は10.7㎡です。(トイレ面積は除く)

理容所は最低面積の規定があり、その面積をクリアしないと営業ができません。

理容いす2脚までは10.7㎡以上
理容いすが2脚を超える場合、1脚増すごとに、
最低必要面積は3㎡増えます。



Why? 狭い場所では、安全で衛生的な作業を行うことは困難です。そうしたことから、最低必要な面積が法令で定められています。ちなみに、理容いすの前面、後面には50cmほどの作業スペースを確保する必要があります。

(2) 作業所と、待合所は区画が必要です。

壁、パーテーション、棚や観葉植物などで、境界を示しましょう。

Why? 区画とは、事故防止のため作業中に関係のない人が作業場所に入りしめないように、待合場所と作業所の境界を明確にする必要があるために設けるものです。

(3) お店の床や腰板は不浸透性でないといけません。

不浸透性の素材とは、
コンクリート、リノリウム、タイル、板等です。



Why? 水などが浸透する素材は、不衛生になりやすいこと、また、清掃や消毒が容易となるように不浸透性素材を使用するように定めています。

(4) お店は「採光、照明、換気」を十分に確保する必要があります。

お店の中の明るさは、作業面では最低基準が100ルクス以上と定められています。また、換気についてもお店の中の炭酸ガス量は $5\text{cm}^3/\ell$ 以下に保つという基準がありますから、換気扇等を設置して換気を良好にする必要があります。



Why?

十分な明るさと快適な空気環境は、お店の衛生管理の基本です。安全な作業を行うためには十分な明るさが必要であり、来店されたお客さんが快適に過ごしていただくためには、空気のおよみをなくし爽やかな環境を構築しなければなりません。なお労働安全衛生法では、精密な作業の場合300ルクス以上と規定しています。

(5) 衛生的な給水設備と排水設備が必要です。

Why?

器具の洗浄、手洗い、そして消毒薬の希釈操作など、常に清潔さが理容の世界では求められます。安心して安全なサービスを提供するために、衛生的な水と水回りの設備を備えましょう。

2 衛生関連設備など

(1) 器具を洗浄するための流水式の洗浄設備と消毒するための設備が必要です。

流水式洗浄設備とは、作業用流し等のことを言います。また、洗浄後に器具の消毒ができる設備が必要です。

※器具:クリッパー、はさみ、くし、刷毛(はけ)、ふけ取り、カミソリ、その他皮膚に直接触れる器具のことです。

Why?

理容行為は、人の皮膚などに直接触れて行われる作業が多いので、理容師自身はもとより、使用する器具類も、お客さんが変わると共に清潔なものを使用しないと、様々な感染症の感染源になる可能性があります。特に血液は、HIVをはじめ、ウイルス性肝炎などの感染リスクが高いので注意が必要です。

(2) 理容師法により、器具等の消毒が定められています。

血液による感染を未然に防ぐために、適切に器具の消毒を行う必要があります。

消毒方法詳細

A. カミソリとカミソリ以外の器具で、血液の付着またはその疑いのあるもの。(カット専用レザーは除く)

[洗浄] 家庭用洗剤をつけたスポンジ等で器具の表面をこすり、十分な流水(10秒間以上、1リットル以上)で洗浄する。

[消毒] 次の3種類の中からいずれかの消毒を行う。

- 1 煮沸消毒器による消毒: 沸騰してから2分間以上煮沸する。
- 2 エタノールによる消毒: 76.9%～81.4%のエタノール液に10分間以上浸す。
- 3 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒: 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間浸す。

[器具例] 煮沸消毒器、エタノール・次亜塩素酸ナトリウムに漬け置き消毒するための容器、消毒用バット等



B. カミソリ以外の器具で、血液が付着している疑いのないもの。(はさみ、くし等)

[洗浄] Aと同様の洗浄を行う。

[消毒] Aの3種類の方法または次の7種類の中からいずれかの消毒を行う。

- 1 紫外線消毒: 1平方センチあたり85マイクロワット以上の紫外線を20分間以上照射する。
- 2 蒸気消毒: 80℃を超える蒸気に10分間以上触れさせる。
- 3 エタノール消毒: 76.9%～81.4%のエタノール液を含ませた綿またはガーゼで器具表面を拭く。
- 4 次亜塩素酸ナトリウム消毒: 0.01～0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸す。
- 5 逆性石ケン液消毒: 0.1～0.2%の塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムに10分間以上浸す。
- 6 グルコン酸クロルヘキシジン消毒: 0.05%のグルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸す。
- 7 両性界面活性剤消毒: 0.1～0.2%の塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシンに10分間以上浸す。

[器具例] 紫外線殺菌器、蒸気殺菌器他、上記Aの器具等

[消毒後] 流水でよく消毒液を洗い流し、未消毒のものと区別して、収納ケースなどに衛生的に保管する。



C. タオル類(血液が付着したタオル類は、廃棄するかまたは血液が付着している器具と同様に洗浄消毒。)

- [消毒]** (1 加熱処理: 洗剤で洗浄後、蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上蒸す。
2 薬液処理: 次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒後洗濯し、乾燥保管または蒸し器に入れる。)

D. 手指

[洗浄] 石ケン、ブラシなどを用いて消毒前によく洗浄する。

- [消毒]** (1 速乾性擦式消毒剤により消毒する。
2 消毒液(0.05～0.1%逆性石ケン液、0.05～0.2%両性界面活性剤液、0.1～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液等)中に十分浸し30～60秒もみ洗いする。)

[消毒後] 水洗いし、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取る。



E. シェービングカップ等;前述の消毒方法のいずれかの方法を用いる。

(2) 施設規模に応じ十分な数の器具、タオル等が必要です。

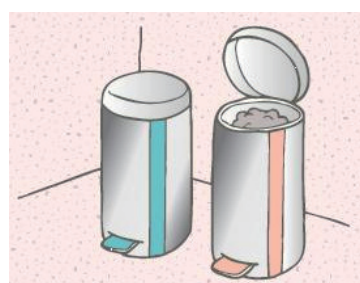
(3) 器具等を消毒済みのもの、未消毒のものに区別して保管することができる設備が必要です。

消毒済みの器具等を使用時まで衛生的な状態で保管するための基準です。



(4) ふたの付いた汚物箱と毛髪箱が各々1個以上必要です。

施設内を常に衛生的管理することと、作業により生じる廃棄物を適正に管理するための基準です。



Why?

毛髪は人体の一部です。他のゴミなどとは分別し回収、廃棄する必要がありますので、汚物箱と、毛髪箱の2種類が必要です。

(5) 万一の怪我に備え、応急薬品とガーゼなどの衛生材料が必要です。

理容業ではカミソリや、はさみなどを多用するので、万一の怪我や、やけどに備え衛生材料等を備える必要があります。



※具体的な備付例

消毒薬、傷薬、キズテープ、ガーゼ、脱脂綿、包帯等

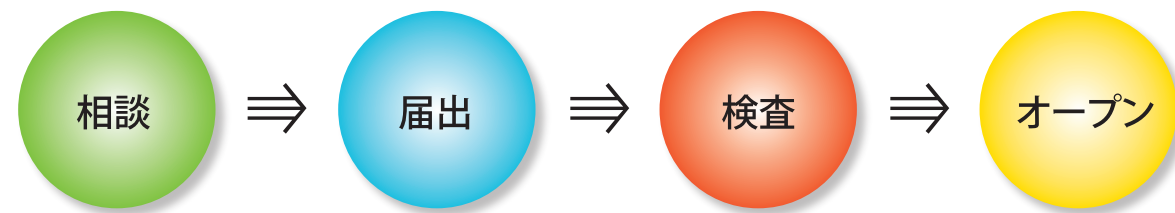
【Check-Up!】 自分のお店を確認しよう!
OUTが一つでもあれば、計画の見直しが必要です。

Check Point	Judge
(1) お店の床面積 10.7 m ² + 3 m ² × (予定している理容いすの数 - 2) = 必要面積 (m ²) 例：理容いす 4 脚の場合の必要面積 = 10.7 m ² + 3 m ² × (4 - 2) = 10.7 + 3 × 2 = 10.7 + 6 = 16.7 m ²	Yes=OK! No=OUT!
(2) 作業所と待合の区画 壁、パーテーション、棚や観葉植物などで区画が出来ているか？	Yes=OK! No=OUT!
(3) 床の材質 床面は衛生的な店舗運営ができるように不浸透性の材質か？ 素材例：コンクリート、リノリウム、タイル、板等	Yes=OK! No=OUT!
(4) 照明と換気 店舗内の環境を衛生的に保つため、十分な明るさの照明設備と効果的に換気できる設備（換気扇等）を備えているか？ 基準：明るさ 100 ルクス以上（望ましい明るさ 300 ルクス）、炭酸ガス量は 5 cm ³ /ℓ 以下	Yes=OK! No=OUT!
(5) 給排水設備 衛生的な給排水設備を備えているか？ 判断基準 衛生的な給水：上水道等の管理された水道水など 衛生的な排水：下水道、合併浄化槽など	Yes=OK! No=OUT!
(6) 器具の洗浄設備 ・流水式の洗浄設備があるか？ ・使用水は清潔か？（上水道などの管理された水道水を使用しているか） ・排水は適切か？（下水道または合併浄化槽に排水しているか）	Yes=OK! No=OUT!
(7) 消毒のための設備 ・カミソリや血液が付着している恐れのある器具を消毒するための設備や器具はあるか？（例：煮沸消毒器、エタノール湿潤消毒容器など） ※準備する消毒設備や器具（ ）	Yes=OK! No=OUT!
(8) 器具類の設備 理容いすの台数に応じ、十分な量の以下の器具を用意しているか？ ・セット皿 ・はさみ（シザー）・カミソリ ・くし・ブラシ（コーム等）・タオル類	Yes=OK! No=OUT!
(9) 保管設備 ・店舗内に器具を衛生的に保管できる設備を備えているか？ ※消毒済みのもの、未消毒のものを区別して保管する必要があります。	Yes=OK! No=OUT!
(10) 汚物箱・毛髪箱 ・専用のものを各 1 個以上用意しているか？ 基準：蓋の付いたものが必要です。	Yes=OK! No=OUT!
(11) 応急用の医薬品・衛生材料 ・万一に備え、応急処置のできる体制を整えておく必要があります。 ※応急医薬品等の準備（具体例：消毒薬、傷薬、キズテープ、ガーゼ、脱脂綿、包帯等）	Yes=OK! No=OUT!

Chapter2 (相談)

相談は開設への第一歩、臆することなく保健所へ行こう

一般にヘアサロン、理容室と呼ばれるものは、理容師法の中で「理容所」と整理されています。この理容所を、開設するためには、開設しようとする地域の保健所に出向いて届出を行い、保健所の施設検査が完了し、法令に適合することが確認されて初めてオープンできます。



※滋賀県内の保健所：P21を参照してください。

○知っておこう、理容の常識

- ・理容師は「業務独占資格」、資格がなければ「理容」の仕事はできません！
- ・理容師法で理容行為が許されているのは、理容師免許を取得している者だけです。
- ・違法行為、脱法行為は己の資格を貶めるだけです。資格意識と高いプライドを持って、開設に挑みましょう！

○ポイントアドバイス！

Point1 オーナーはお店の最高司令官！自ら、衛生行政機関(保健所)へアプローチしよう

- ☆人任せではなく、自分が手続きに関わることで、見えること、分かることが多くあります。
- ☆お店の最高司令官、最高指導者として、開業前から保健所等の手続きに関わり、関係する法令の整理や、必要な書類の把握に努めましょう。

Point2 準備よければ全てがスムーズ、二度三度の手間を避けて賢く手続き

- ☆何も準備せずに保健所に行っても、保健所の担当者は相談に応じてはくれます。しかし、具体的なプランを示して話せないため、一般論としての必要な設備等について説明を受ける程度が関の山で、本当に必要な相談にこぎつけることは困難です!!!
- ☆最低限、次の準備はしましょう。
 - ・お店の出店予定地の住所
 - ・オープン予定日程
 - ・お店の設計設備図面(必要な設備は、前段のページにまとめてありますので、それを参考にお店の構造設備をプランニングしましょう。)
 - ・従事者の内訳

**以上の準備が整ったら、いざ保健所へ！
図面のチェックをしてもらおう。**

Chapter3 (手続き)

意外と簡単、手続きと必要な書類の作成

《理容師法ってどんな法律?》

理容師法は昭和22年に制定された法律で、理容という業務の定義や、理容行為を行う資格である理容師、管理理容師についてルール付けを行うとともに、理容師が活躍する場である理容所についての要件などを定めています。

《開業するにはどんな手続きをするの?》

① 開設届の作成方法と記入例

開設しようとする地域を所管する保健所に備え付けてある様式を利用して、開設届を作成します。開設届は、インターネット経由でも入手可能です。(P.17参照)
個人による開設と法人による開設に分けて記入例を用意しました。

- 個人による開設………記入例 I
- 法人による開設………記入例 II

② 添付書類の作成方法と記入例

- 理容所従業者名簿………記入例 III
- 構造および設備の概要………記入例 IV
- 医師の診断書(最寄りの医院等で結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指示する伝染性疾患に関する診断)

③ 手書きでOK、店舗図面

店舗の図面は、わざわざ高いお金を出して専門家に作成を依頼しなくても、お店内の配置や寸法などが明確にされているものであれば、開設者自身が方眼紙等に手書きしたものや、パソコンで作成したものでもオッケーです。

- 店舗平面図作成例………記入例 V

④ いざ届出、必要な費用と必要な打ち合わせ

- 理容所開設届 検査手数料 17,000円
(平成26年4月1日現在)

※注意事項

検査手数料の納付

- ・大津市以外で開設される場合は、滋賀県収入証紙で納付することになります。事前に滋賀県内の滋賀銀行ならびに関西アーバン銀行各支店で、検査手数料相当額の滋賀県収入証紙を購入しておきましょう。
- ・大津市内で開設される場合は、現金納付となります。

○打ち合わせ事項

検査確認の日程・検査時に用意するもの等

Chapter4 (検査)

備えれば、万全！ 保健所監視員による施設検査

① 検査の際に確認されるのは？

必要な事務手続きが完了し、書類の提出が終わると保健所の環境衛生監視員が、実地(店舗)に訪れ施設の確認検査が行われます。

ここで、適合しないと開設することが出来ません。

やる事が確実にできていれば、検査は恐るるに足らず!必ず適合するでしょう。

以下に注意事項を挙げます。

○店舗は届出どおりに!

届出どおりにできていないと、基準に適合せず検査不適となる可能性があります。

また、適合しても書類の訂正や差し替えの必要が生じるので、二度手間、三度手間になりオープン日がずれ込むことも。

届出どおりに店舗を完成させます。万一計画に変更が生じたら事前に保健所と協議をしておきましょう。

○検査日は余裕をもって

無理な日程で検査日を予約して、一部未完成のままや、設備がそろわないままに検査を受けてしまうと、基準への適否の判断が出来ず再検査になります。

工事日程や備品の搬入日を確認し、確実に完成した状態で検査を受けましょう。

○薬品類も忘れずに

器具類の消毒薬や、応急時の医薬品等も検査時に確認されますので、準備ができていないと指摘を受けます。検査の時には必ず揃えておきましょう。

② 検査に適合、その先はどうするの？

保健所への事務手続きも完了し、検査確認も無事終了したら、保健所の環境衛生監視員の指示に従い、指定された日に「検査確認済証」を受け取りに行きましょう。

いよいよ今までの苦勞が報われるとき、あなたのお店のオープンです!

検査確認済証は、あなたのお店が理容師法に適合し、公に開設が認められたことを証明する大切なものです。

お客様の見えるところに掲示しましょう。

Chapter5 (オープン)

最初が肝心、気持ちを引き締めて いざ開業!

さあ、いよいよあなたのお店のオープンです。

あなたの経営者として、また理容師としての手腕が試されるときが来ました。

でも、忘れてはいけないことが……

サービス業界は、利用者のニーズの多様化、高度化が起こってきています。

競争激化の中で生き残り、更に発展させるためには明確なコンセプトを持って理容業界も個性ある店づくりをすることが求められています。

でも、理容の仕事には、人の健康に直接かかわる部分を持っています。

そのため、理容師法という衛生法令で定められた事項を必ず守らなければなりません。

感染症予防、店舗や器具の衛生管理、そして従業員の健康管理

オーナーのあなたの責任は、本当に大きく、重いものなのです。

そのことを胸に持ち、コンプライアンス意識を向上し大きく羽ばたいてください。



個人用

記入例Ⅰ：個人による届出

理 容 所 開 設 届		受 付 欄
滋賀県〇〇 保健所長 理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		平成〇〇年 〇月 〇〇日 (申請書を提出する日を記入)
開設者	ふりがな氏名 〇 ぐち 〇 お 雄 (印) 年 月 日生 (開設者の生年月日を記入)	
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市1丁目〇番〇号 〇〇マンション101号室 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名・部屋番号まで記入・電話番号記入)	
ふりがな 理容所の名称	へ あーさろん 〇 〇 へアーサロン 〇 〇	
理容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市3丁目〇番〇号 プラザ〇〇ビル1F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せず記入・電話番号記入)	
管理理容師の氏名及び住所、理容師の氏名、登録番号および疾病名ならびにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
理容所の構造および設備の概要	別紙のとおり	
開設予定年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所の構造および設備を明らかにした図面
(2) 従事する理容師の理容師免許証または理容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書
(3) 常時2人以上の理容師が従事する理容所を開設する場合は、管理理容師の資格を証する書面
(4) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る
4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる
「収入証紙」添付欄

法人用

記入例Ⅱ：法人による届出

理 容 所 開 設 届		受 付 欄
滋賀県〇〇 保健所長 理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		平成〇〇年 〇月 〇〇日 (申請書を提出する日を記入)
開設者	ふりがな氏名 ゆうげんがいはへあーさろん〇〇 有限会社へアーサロン〇〇 代表取締役社長 〇 本 〇 江 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市1丁目〇番〇号 〇〇ビル5F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名・部屋番号まで記入・電話番号記入)	年 月 日生 (印)
ふりがな 理容所の名称	へ あーさろん 〇 〇 へアーサロン 〇 〇	
理容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市3丁目〇番〇号 〇〇ビル1F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せず記入・電話番号記入)	
管理理容師の氏名及び住所、理容師の氏名、登録番号および疾病名ならびにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
理容所の構造および設備の概要	別紙のとおり	
開設予定年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所の構造および設備を明らかにした図面
(2) 従事する理容師の理容師免許証または理容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書
(3) 常時2人以上の理容師が従事する理容所を開設する場合は、管理理容師の資格を証する書面
(4) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る
4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる
「収入証紙」添付欄

個人用

記入例Ⅰ：個人による営業

理 容 所 開 設 届 出 書		受 付 欄
(あて先) 大津市保健所長 理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		平成〇〇年〇〇月〇〇日 (提出する日を記入)
開設者	ふりがな氏名 お お 大 津 太 郎 (印) 年 月 日生 (開設者の生年月日を記入)	
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市におの浜〇丁目〇-〇 △△ハイツ〇〇〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名、部屋番号まで記入・電話番号記入)	
ふりがな 理容所の名称	へ あーさろん 〇 〇 〇 へアーサロン 〇 〇 〇	
理容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市京町〇丁目〇-〇 △△ビル1階 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せず記入・電話番号記入)	
管理理容師の氏名及び住所、並びに理容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
理容所の構造及び設備の概要	別紙のとおり	
開設予定年月日	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所の構造及び設備を明らかにした図面
(2) 従事する理容師の理容師免許証又は理容師免許証明書の写し並びに結核及び皮膚疾患に関する医師の診断書
(3) 常時2人以上の理容師が従事する理容所を開設する場合は、管理理容師の資格を証する書面
(4) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る
4 開設者の氏名の欄は、記名し押印することによって、署名することができる

法人用

記入例Ⅱ：法人による営業

理 容 所 開 設 届 出 書		受 付 欄
(あて先) 大津市保健所長 理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		平成〇〇年〇〇月〇〇日 (提出する日を記入)
開設者	ふりがな氏名 かぶしがいいしやおおつ株式会社大津スタイル 代表取締役社長 〇 本 〇 江 (印) 年 月 日生	
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市におの浜〇丁目〇-〇 △△ハイツ〇〇〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名、部屋番号まで記入・電話番号記入)	
ふりがな 理容所の名称	へ あーすたじお 〇 〇 へアースタジオ 〇 〇	
理容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市3丁目〇番〇号 〇〇ビル1F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せず記入・電話番号記入)	
管理理容師の氏名及び住所、並びに理容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
理容所の構造及び設備の概要	別紙のとおり	
開設予定年月日	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所の構造及び設備を明らかにした図面
(2) 従事する理容師の理容師免許証又は理容師免許証明書の写し並びに結核及び皮膚疾患に関する医師の診断書
(3) 常時2人以上の理容師が従事する理容所を開設する場合は、管理理容師の資格を証する書面
(4) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る)
4 開設者の氏名の欄は、記名し押印することによって、署名することができる

理容所名称	(お店の名前を記入)		検査 確認 番号	記入不要
-------	------------	--	----------------	------

管理理容師である理容師

氏名	免許証・免許証明書		住所	採用 年月日	退職 年月日
	登録番号	交付者	疾病名（結核、皮膚疾患である場合のみ）		
○本 ○江	第○○○号	滋賀県知事	○市1丁目○番○号 ○○マンション101号室	○年○月○日 オーブン 日を記入	

管理理容師の氏名、管理理容師の理容免許番号、免許交付者（都道府県知事免許については自治体名と記載、大臣免許については厚生労働大臣と記載）および管理理容師の住所を記載してください。また、そのお店で働き始めた日も記載が必要です。

管理理容師以外の理容師

氏名	免許証・免許証明書		疾病名（結核、皮膚疾患である場合のみ）	採用 年月日	退職 年月日
	登録番号	交付者	疾病名（結核、皮膚疾患である場合のみ）		
○宮 ○輔	第○○○号	大阪府知事		HO.4.1	
○鳥 ○紀	第○○○号	厚生労働大臣		HO.4.1	

理容師の氏名、理容師の免許番号、免許交付者（都道府県知事免許については自治体名と記載、大臣免許については厚生労働大臣と記載）および理容師が結核または、伝染性皮膚疾患である場合は疾患名を記載してください。

注1交付者欄は、免許証等を交付した都道府県名または厚生労働大臣と記載すること。
2 理容所の従業者に係る変更の届出のときは、採用または退職年月日を記載すること。
3 提出に際しては、2部作成し、1部は理容所に保管すること。また、変更時には、その名簿に追記して提出すること。
4 管理理容師が複数の場合は、主たる管理理容師に○印を付けること。

理容所名称	(お店の名前を記入)		検査 確認 番号	記入不要
全体構造	理容所面積	お店中の作業エリアと待合エリアの面積を各々記載 作業所面積（○○,○㎡） 待合所面積（○,○㎡）		
	作業所と待合所の区分	□壁、 ☒ つい立、□棚、□植木、□その他（ ）		該当するものに ☒ する。
	床等の材質	□コンクリート、□タイル、 ☒ リノリウム、□板、□その他（ ）		該当するものに ☒ する。
	換気設備	お店中の換気について該当するところに ☒ して数量を記載 ☒ 自然換気（ヶ所） □機械換気（ヶ所）		
	照明設備	お店中の照明について該当するところに ☒ して数量を記載 ☒ 電球（3ヶ所） ☒ 蛍光灯（4ヶ所）		
作業用設備	便所の位置等	お店中のトイレについて該当するところに ☒ する。 ☒ 専用（ヶ所） □兼用（家庭用・その他（ ））		
	理容いす等	理容いす等の機材について該当するところに ☒ して数量を記載 理容いす（5台） シャンプー設備（2台） ドライヤーいす（1台） シャンプーいす（2台） トレイヤーいす（1台） ドライヤーいす（1台）		
	セット皿等容器	セット皿について消毒器具、未消毒器具の各々の数量を記載 消毒器具用（7個） 未消毒器具用（7個）		
	作業用具等	各作業器具について該当するところに ☒ し数量を記載 ☒ クリッパー（8個） ☒ はさみ（6個） ☒ くし（10個） □刷毛（個） □ふけ取り（個） □かみそり（個） □その他器具類（ ） ☒ タオル（180枚） ☒ 手拭類（50枚） □その他布片類（ ）		
	洗場の構造	流水式の洗浄設備の数を記載し、給湯機がある場合はチェック欄に ☒ する。 流水装置（2ヶ所） ☒ 給湯設備		
洗浄・消毒設備	消毒方法・設備	消毒設備について該当するものに ☒ し数量を記載 ☒ 紫外線消毒：消毒器（1台） ☒ 煮沸消毒：消毒器（1台） □蒸気消毒：蒸し器（台） ☒ 薬液消毒：消毒容器（2個） 卓上噴霧器（1個） 消毒薬： ☒ 両性界面活性剤 液量計（1個） ☒ エタノール ☒ 塩素系薬剤 ☒ 逆性石ケン		
	器具収納設備	器具収納設備について消毒器具、未消毒器具の各々の数量を記載 消毒器具用（1台） 未消毒器具用（1台）		
	廃棄物等容器	ゴミ箱等について一般用、毛髪用の各々の数量を記載 ふた付汚物箱（1個） ふた付毛髪箱（1個）		
	応急処置薬品等	応急処置薬品について有るものに ☒ する。 ☒ 消毒液、 ☒ キズテープ、□包帯、 ☒ その他（ ）		
	その他			

注1□印の付いた項目については、該当する項目を選び□にチェックのうえ、必要事項を()内に記入すること。
2□印のない項目については、全て必要事項を()内に記入すること。

その他の場合、その物品名を記載

記入例Ⅴ：付近見取り図・施設平面図

【別添 付近見取り図および施設平面図】

【付近見取図】

【施設平面図】

施設総面積 8.0m×6.8m－0.9m×1.6m(トイレ部分)＝53.46㎡

待合所面積 2.3m×1.9m＝4.37㎡

作業所面積 53.46m－4.37m＝49.09㎡

Chapter1 忘れちゃいけない開業後の手続き

① 施設に変更が生じたとき(改築・改装など)

お店の構造を変えたときは、保健所へ変更届出が必要となります。また、大幅な改築等などは新たな開設届が必要となる場合がありますので、改装や改築を行う時は前もって保健所に相談しましょう。

② 新しく理容師を雇い入れたとき・理容師が退職したとき

新しく理容師さんを雇用した時や、働いていた理容師さんが退職された時には、届けた従事者名簿の訂正が必要となります。その都度保健所に変更届を提出しましょう。

管理理容師の変更を行ったとき

新しく管理理容師さんを雇用した時や、働いていた管理理容師さんが退職された時には、届けた従事者名簿の訂正が必要となります。理容師さん同様その都度保健所に変更届を提出しましょう。

※新たに雇い入れた理容師および管理理容師の届け出に際しては、資格書面、医師の診断書が必要です。

③ 経営者死亡により相続が発生した場合(個人経営)

法人合併等により経営権の承継が生じた場合(法人経営)

経営者(個人)や経営主体(法人)が変わる場合は新たに開設の届け出を行い検査確認を受ける必要がありますが、経営者の死亡に伴う相続や、法人の合併や分割に伴う経営主体の変更などは、承継という手続きで地位承継が認められる場合がありますので、そのような状況が生じた際、または生じることが判明している場合には、所管する保健所で相談し、必要な手続きを進めましょう。

記入例:変更届記入例を参照しましょう。

※ 届出書類および添付書類はインターネット経由で滋賀県(大津市内のお店は大津市)のホームページからも取り寄せられます。

ホームページからの申請書ダウンロード

滋賀県>申請書等ダウンロード>健康福祉部申請書一覧>生活衛生課>衛生営業担当
<http://www.pref.shiga.jp/shinseisho/eg00b/eigyo.html>

大津市>くらしの情報>健康・福祉>保健所>申請書ダウンロード
http://www.city.otsu.lg.jp/shinsei/kenko/kenko/sei_eisei/index.html

個人用

様式第2号(第2条関係)

記入例:変更届

理容所 滋賀県大津市 (提出保健所名を記入)		理容所 (変更・廃止) 届出書 該当するほうを丸で囲む 平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出する日を記入		受付欄 年 月 日生
開設者 ふりがな氏名	おぐち 〇 〇 雄 (開設者の生年月日を記入)	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 〇〇マンション101号室 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (開設者住所を建物名部屋番号まで記入・電話番号記入)	ふりがな氏名 かぶしきがいしゃへあーさりん 株式会社へアーサロン 代表取締役社長 〇 〇 江	
理容所の名称	ふりがな氏名 へあーさりん 〇 〇 へアーサロン 〇 〇 (お店の名前を記入; 記載内容がそのまま検査確認済証に反映)		住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号 プラザ〇〇1F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (お店の住所を建物名等を省略せず記入・電話番号記入)	
検査確認年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 滋○保第〇〇〇〇号			
変更 変更事項	管理理容師・理容師・構造設備・届出者名称等			
変更 変更前	変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等			
変更 変更後	変更後の氏名や名称、構造設備の主要設備等			
変更 変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (変更が生じた日; 届出以前の日で可)			
廃止 廃止年月日	年 月 日			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所検査確認済証
(2) 変更の場合は、変更内容を証する書面。ただし、理容師の採用等による変更の場合は、その者の理容師免許証又は理容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書、管理理容師の設置等による変更の場合は、その者の管理理容師の資格を証する書面

法人用

様式第2号(第2条関係)

記入例:変更届

理容所 滋賀県大津市 (提出保健所名を記入)		理容所 (変更・廃止) 届出書 該当するほうを丸で囲む 平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出する日を記入		受付欄
開設者 ふりがな氏名	かぶしきがいしゃへあーさりん 〇 〇 株式会社へアーサロン 代表取締役社長 〇 〇 江	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 〇〇マンション101号室 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (開設者住所を建物名部屋番号まで記入・電話番号記入)	ふりがな氏名 かぶしきがいしゃへあーさりん 〇 〇 株式会社へアーサロン 〇 〇 (お店の名前を記入; 記載内容がそのまま検査確認済証に反映)	
理容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号 プラザ〇〇1F 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 (お店の住所を建物名等を省略せず記入・電話番号記入)			
検査確認年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 滋○保第〇〇〇〇号			
変更 変更事項	管理理容師・理容師・構造設備・届出者名称等			
変更 変更前	変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等			
変更 変更後	変更後の氏名や名称、構造設備の主要設備等			
変更 変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (変更が生じた日; 届出以前の日で可)			
廃止 廃止年月日	年 月 日			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
3 添付書類
(1) 理容所検査確認済証
(2) 変更の場合は、変更内容を証する書面。ただし、理容師の採用等による変更の場合は、その者の理容師免許証又は理容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書、管理理容師の設置等による変更の場合は、その者の管理理容師の資格を証する書面

Chapter2 悩んだり、わからないことがあったときは即相談

○ 融資・税務・労務・法律相談のことは、生活衛生営業指導センター 滋賀県生活衛生営業指導センター 検索

滋賀県生活衛生営業指導センターでは、理容・美容などの生衛業を営む皆さんの様々な問題に対応するため相談室を開設しています。

<融資相談>

日本政策金融公庫の生活衛生貸付融資に関する相談
受付時間:月～金曜日(祝祭日除く)9時～5時



<税務相談・労務相談・法律相談>

顧問税理士、顧問社会保険労務士、顧問弁護士による相談
受付は随時。ご利用を希望される場合は、事前に当センターまでお問合せください。
電話:077-524-2311 ※相談は無料 ※秘密厳守

○ 同業者だから適切に助言できる、理容生活衛生同業組合 電話 077 (586) 8868

滋賀県理容生活衛生同業組合は、資金調達や税金の悩み、お客様との民事的なトラブルの相談、従業員の資質向上や福利厚生など、オーナーが直面する多くの問題を解消する手助けをいたします。

<組合は法律に基づき設立しています>

- ・理容組合は、生衛法によって県知事の認可のもとに設立された組合です。
- ・組合員の経営安定と生活を守るため、次の事業を行い公衆衛生の向上並びに社会に貢献しています。

<営業資金の斡旋をしています>

理容組合は厚生労働大臣から振興計画の認定を受けているため、振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫の融資を利用する場合、有利な条件で借りることが可能です。
また、小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証で申し込める融資制度も利用できます。

<技能向上に努めています>

理容師の優れた感性と確かな技術を社会に示し、後継者の育成を目的にした事業として、理容競技大会(ヘアフェスティバル)を年1回開催しています。この大会の優秀者は、近畿大会・全国大会へ出場しており好成績を収めています。さらに世界大会への出場も可能です。

<各種情報を提供しています>

組合員に対する情報の提供として、組合機関紙「理容滋賀」を発行し、組合メール便を発信しています。

<各種講習会を開催しています>

- ・組合員の技術・技能の向上を図るための専門講師による技術講習会などを開催しています。
- ・理容師国家試験受験生対象の講習会を開催しています。

<組合員の共済制度の充実>

組合員並びに家族従業員のための各種福利厚生、共済制度が充実しています。
団体生命共済、年金共済、療養補償共済、火災共済制度

<事故に対する補償制度の充実>

営業中における事故(対人・対物)に対して、組合員全員が安心できる賠償責任補償共済制度により守られています。
(平成26年4月1日現在)



番外編

Chapter1 賢い開業資金調達のしかた

○ 日本政策金融公庫を有効に活用しよう 生活衛生貸付 検索

<公庫融資の特徴> 長期の返済で、利息は固定金利

新たに開業される方が利用できる主な融資制度は次のとおりです。
利率やその他の制度など、詳しくは生活衛生営業指導センターか日本政策金融公庫にお尋ねください。

生活衛生貸付 (理容業の場合)		
ご融資額		ご返済期間 (うち据置期間)
一般貸付	設備資金 7,200万円以内	13年以内 (1年以内)
		独立開業に該当する場合 15年以内 (1年以内)
振興事業貸付	設備資金 1億 5,000万円以内	18年以内 (2年以内)
	運転資金 5,700万円以内	5年以内 特に必要な場合は7年以内 (6ヵ月以内 特に必要な場合は1年以内)
※振興事業貸付は、生活衛生同業組合加入者のみとなります。(平成26年4月1日現在)		

新創業融資制度 (無担保・無保証人)	
ご融資額	ご返済期間 (うち据置期間)
設備資金 3,000 万円	設備資金 15 年以内 (2 年以内)
運転資金 1,500 万円	運転資金 5 年以内<特に必要な場合 7 年以内> (1 年以内)
※新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方で、雇用の創出や勤務経験等一定の要件に該当する方がご利用いただけます。 ※事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の10分の1以上の自己資金を確認できることが必要です。なお、一定の要件を満たす場合には、自己資金割合を問いません。 ※事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。(平成26年2月24日現在)	

<借り方次第で違い、資金調達は経営安定の第一歩>

○ 融資制度による違い

生活衛生貸付の**振興事業貸付を利用すると**一般貸付と比べて『融資限度額が大きい、貸付期間が長い、金利が安い、「推薦書」が不要』などの**有利な条件で利用できます**。

○ 開業準備のチェックポイント

開業前にどれくらい検討し、準備したかが開業後の経営を左右します。
次のチェックポイントを事前に検討しておきましょう。



- ①開業動機は明確ですか。②開業する事業について経験や知識はありますか。
- ③事業を継続していく自信はありますか。④家族の理解はありますか。⑤開業場所は決まっていますか。⑥必要な従業員は確保できますか。⑦セールスポイントはありますか。⑧売上高や利益などを予測してみましたか。⑨自己資金は準備していますか。⑩事業(創業)計画書としてまとめてみましたか。

日本政策金融公庫 大津支店 電話 077(524)1656 彦根支店 電話 0749(24)0201

Chapter2 生活衛生同業組合の有効活用

○ 生活衛生同業組合ってなんなの？

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に規定される営業であり、滋賀県には次の業種の生活衛生同業組合があります。
営業者は自由に該当する組合に加入することが出来ます。



これらの生衛業は、県民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っていることから、お店の経営の安定と清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることになり、更なる商売繁盛につながるものと期待されます。

生活衛生同業組合は、営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、業種ごとに組織されています。この組合は**法律に基づく営業者の自主的な活動団体**であり、融資の相談をはじめ情報の交換や技能の向上のための講習会や組合員のための福利厚生など、次のような事業を行っています。

- 1.組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- 2.営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- 3.組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- 4.組合員の福利厚生に関する事業
- 5.組合員の共済に関する事業

○ 生活衛生同業組合加入のメリット

- ・生活衛生同業組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生貸付」が**有利な条件でご利用**いただけます。



- ①融資限度額が大きい
- ②貸付期間が長い
- ③金利が安い
- ④「推薦書」が不要
- ⑤無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度が利用できる等

- ・各種共済制度や賠償責任保険制度などが整備されており、あなたのお店の経営と生活の大きな支えとなります。

- ・様々な研修・講習会に参加できます。
衛生、税務、労務、技術向上、最新情報など



○ 滋賀県理容生活衛生同業組合 電話 077(586)8868

Chapter3 生活衛生営業指導センターを活用しよう

生活衛生営業指導センターは昭和55年に「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」により滋賀県知事の指定を受け設立され、また、平成25年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等」により滋賀県知事から認定を受けた公益財団法人であり、生衛業の経営の健全化および衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守るため、各種の事業を推進しています。営業者の皆様方のさまざまな相談や経営指導、研修、業界活動の支援などを行なっています。

経営の相談

お店の経営全般について経営指導員や経営相談員が応じています。



融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどについて個別に応じています。



専門的な相談

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じます。

研修会や講習会

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的を開催しています。

情報化整備の推進

IT化推進のための各種サポートをしています。



生衛業の振興

業界振興のため消費者サービスの向上や需要開拓などを推進しております。

お店の再生支援

該当者に対して、中小企業診断士等から専門的な経営改善の相談指導をおこないます。

出前インターンシップ

後継者の育成の観点から小学校・中学校・高校に出向いて実演を中心とした生衛業のPRを実施しています。



Sマークの登録

理容業、美容業、クリーニング業について、厚生労働大臣認可のSマーク（標準営業約款）の登録を推進



苦情相談

県立消費者生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じております。



衛生自主点検

お店の衛生面をチェックするため自主的な点検制度を推進しております。



その他

福祉施設への奉仕や商店街等との連携など地域への支援活動をはじめ、災害発生時の貢献のため県との協定締結などを行っております。

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター 電話 077(524)2311

毎月1日は点検日、10月1日は点検報告日

自主点検票(理容所)

		店舗名													
		所在地													
		営業者													
		営業者													
		点検月日													
		月日													
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
点検項目															
1	作業所内は清潔で整理・整頓ができていますか。														
2	照明器具や換気設備は定期的に清掃できていますか。														
3	施設内にみだりに犬(補助犬等は除く。)や猫等の動物を入れていませんか。														
4	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業のときはマスクを使用していますか。														
5	手指の爪は短くし、作業を行う前に手指を洗っていますか。														
6	作業面の照度および換気は良好ですか。														
7	消毒方法														
8	消毒方法														
9	消毒方法														
10	血液が付着したもの(その疑いのあるもの)は取扱いに注意し、消毒していますか。														
11	器具、布片類は消毒済のものと未消毒済のものを区分していますか。														
12	床等の毛髪は一人ごとに清掃し、ふた付き毛髪箱に捨てていますか。														
13	くし、はさみ、カミソリ等は、一人ごとに消毒していますか。														
14	便所は清潔を保っていますか。														
15	従事者の健康管理を行っていますか。														

理容所開業等に関する問い合わせ先一覧

1. 担当行政機関
滋賀県

○草津市、守山市、栗東市、野洲市の管轄保健所
草津保健所 生活衛生担当
住所：草津市草津3丁目14-75
電話：077(562)3549

○甲賀市、湖南市の管轄保健所
甲賀保健所 生活衛生担当
住所：甲賀市水口町水口6200
電話：0748(63)6111

○東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の管轄保健所
東近江保健所 生活衛生担当
住所：東近江市八日市緑町8-22
電話：0748(22)1266

○彦根市、甲良町、多賀町、愛荘町、豊郷町の管轄保健所
彦根保健所 生活衛生担当
住所：彦根市和田町41
電話：0749(21)0284

○長浜市、米原市の管轄保健所
長浜保健所 生活衛生担当
住所：長浜市平方町1152-2
電話：0749(65)6664

○高島市の管轄保健所
高島保健所 健康衛生担当
住所：高島市今津町今津448-45
電話：0740(22)3552

大津市 ○大津市保健所 衛生課 生活衛生グループ
住所：大津市におの浜4丁目4-5
電話：077(522)7372

2. 融資などの相談

○滋賀県生活衛生営業指導センター
住所：大津市打出浜13-22 生活衛生会館
電話：077(524)2311

○日本政策金融公庫
大津支店
住所：大津市梅林1-3-10 滋賀ビルB1
電話：077(524)1656

彦根支店
住所：彦根市佐和町11-34
電話：0749(24)0201

3. 理容全般に関する相談

○滋賀県理容生活衛生同業組合
住所：守山市川田町柳島2216-3
電話：077(586)8868